別表十三(八)
18欄、26欄及び35欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

別表十三(八)　平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

26欄

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例（※1）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の13第1項」、「第4項」（※2）、
「平成23年旧措置法第65条の13第1項」又は「第4項」（※2）
②区分番号に、「00371」又は「00263」
③当該別表十三(八)26欄の金額（同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額（円単位））
を記載してください

（※1）交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合
（※2）企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の13第4項」、それ以外は「第65条の13第1項」

渡	交換等をした所有隣接土地等の面積	9	平方メートル
明細	取得した土地建物等の価額	17	円
交換等により土地建物等のみを取得した場合、土地建物等と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18	
圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(14)	19	
	取得資産等の価額(17)	20	
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	21	
	譲渡資産等の対価の額(11)	22	
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額 (19)×((20)/((20)+(21)) 又は (20)/(22))	23	
	圧縮限度額 ((20)−(23))×0.8	24	
圧縮限度超過額 (18)−(24)		25	

35欄

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例（※1）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の14第1項」、「第3項」（※2）、
「平成23年旧措置法第65条の14第1項」又は「第3項」（※2）
②区分番号に、「00372」又は「00264」
③当該別表十三(八)35欄の金額（同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額（円単位））
を記載してください

（※1）特別勘定を設けた場合
（※2）企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の14第3項」、それ以外は「第65条の14第1項」

土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合 交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26	円
圧縮限度額の計算	取得資産等の価額(17)	27	
	譲渡資産等の帳簿価額 譲渡直前の帳簿価額(14)	28	
	譲渡資産等の帳簿価額 譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額	29	
	譲渡資産等の帳簿価額 譲渡資産等の対価の額(11)	30	
	譲渡資産等の帳簿価額 ((28)＋(29)) 又は ((27)＋(28)−(30))	31	
	圧縮限度額 ((27)−(31))×0.8	32	
圧縮限度超過額 (26)−(32)		33	
特別勘定を設けた	取得期間	34	平　・　・ 平　・　・
	特別勘定に経理した金額	35	円
繰入限度額の計算	譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36	
	譲渡資産の帳簿価額 譲渡直前の帳簿価額(14)	37	
	譲渡資産の帳簿価額 譲渡資産の対価の額(11)	38	
	譲渡資産の帳簿価額 譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)	39	
	譲渡資産の帳簿価額 譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき (37)×(36)/(38)	40	
	譲渡資産の帳簿価額 譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき (37)＋((36)−(38))	41	
	繰入限度額 ((36)−((39)、(40)又は(41)))×0.8	42	
	限度超過額	43	

18欄

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例（※1）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の13第1項」、「第4項」（※2）、
「平成23年旧措置法第65条の13第1項」又は「第4項」（※2）
②区分番号に、「00371」又は「00263」
③当該別表十三(八)18欄の金額（同欄の金額が24欄の金額を超える場合には、24欄の金額（円単位））
を記載してください

（※1）交換等により土地建物等のみを取得した場合、土地建物等と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合
（※2）企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の13第4項」、それ以外は「第65条の13第1項」